

# 令和8年度 新発田市住宅リフォーム支援事業（中古住宅） 応募要領

## 【目次】

1. 制度の概要	.....	P.2
2. 補助対象者	.....	P.2
3. 補助対象建物	.....	P.2
4. 補助対象工事	.....	P.3
5. 工事施工者の条件	.....	P.3
6. 補助金額	.....	P.3
7. 補助金額の例	.....	P.4
8. 補助の対象となる工事の種類	.....	P.6
9. 募集形式、受付期間、手続きの流れ等	.....	P.9
10. 交付申請	.....	P.1 1
11. 交付変更申請	.....	P.1 2
12. 交付申請の取下げ、交付決定の取止め	.....	P.1 2
13. 完了実績報告	.....	P.1 3
14. 補助金の請求	.....	P.1 3
15. 新発田市の住宅リフォームに関するその他の補助・融資制度	.....	P.1 3

HPはこちら



住宅リフォーム  
補助金総合ページ

中古住宅リフォーム  
単 独 ペ ー ジ

### 【問合せ先・申請受付窓口】

新発田市役所 建築課 空家・住宅対策係 電話 0254-26-3557（直通）  
新発田市中央町5丁目2番13号 地域整備庁舎2階

## 1. 制度の概要

市では現存する住宅の長寿命化等を進め、空き家の発生抑制及び市民の住環境向上並びに地域経済の活性化を図ることを目的に、令和8年度「新発田市住宅リフォーム支援事業」を実施します。

この事業は、市内の中古住宅をリフォームして、より快適な暮らしをしたいと計画されている方に対して、市内の工事施工者に依頼してリフォームをする場合に、工事に要した費用の一部を補助金として交付するものです。

なお、新発田市外から転入される方に、住宅取得のための費用の一部を補助する「住宅取得補助金」制度と併せて補助を受けることができますが、売買契約の時期等条件が異なる事項がありますので、ご不明な点については、お問い合わせいただくか建築課窓口までお越しください。

## 2. 補助対象者

- ・申請日の2年前の日から申請日までに取得し、又は申請日後に取得する中古住宅において中古住宅リフォーム工事を実施する者※<sup>1</sup> であって、当該中古住宅リフォーム工事完了後、当該住宅に10年以上居住する意思を持つ者※<sup>1</sup>
- ・令和8年4月1日現在において満15歳以上の者
- ・申請日現在の住所地における市区町村税を滞納していない者
- ・新発田市暴力団排除条例第2条第1号又は第2号に該当しない者
- ・過去に「一般住宅リフォーム補助金」又は「中古住宅リフォーム補助金」の交付を受けたことがない者※<sup>2</sup>

※<sup>1</sup>：リフォーム後に居住（住民登録）を予定する者を含みます。

※<sup>2</sup>：平成24年度から一般住宅リフォーム補助金制度、令和3年度から中古住宅リフォーム補助金制度を開始しています。過去の補助金受給状況を確認したい場合は、お問い合わせください。（補助対象者本人に限る。）

### 【注意事項】

- ◆ 補助金は、完了実績報告時に提出する補助金請求書に記載された補助対象者名義の指定口座へ振込みます。したがって、補助対象者以外のご家族の口座に振込むことはできません。

## 3. 補助対象建物

- ・市内に所在し、過去に居住用として使われていた個人住宅又は併用住宅（別荘、賃貸住宅として利用する場合を除く）
- ・過去に「一般住宅リフォーム補助金」又は「中古住宅リフォーム補助金」の交付を受けたことがない中古住宅※<sup>3</sup>

※<sup>3</sup>：住宅とは、一戸建ての住宅、併用住宅、長屋及び共同住宅（賃貸住宅又は別荘は補助対象外）のことをいい、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造等、構造は問いません。また、所有者が居住する住宅（リフォーム後に居住（住民登録）を予定している住宅を含む）に限ります。



\*イラストはAIにより生成したイメージです。

【注意事項】

- ◆ 住宅と接続されていない別棟の附属屋（自動車車庫、物置等）は、補助対象外です。
- ◆ 併用住宅の場合、補助対象は「住宅部分」に限ります。
- ◆ 共同住宅等のリフォームは、「専有部分」に限ります。管理規約等の定めにより、工事を制限している場合がありますので、あらかじめ管理組合等へご確認ください。

4. 補助対象工事

- ・「8.補助の対象となる工事の種類」（6～9ページ参照）の対象部分のいずれかに該当する工事内容であること
- ・補助対象工事に要する費用が、10万円(消費税含む)以上であること
- ・完了実績報告（必要添付書類を含む）を令和9年3月5日(金)までに提出できること
- ・当市のチャレンジゼロカーボン補助金、障害者住宅整備補助金又は高齢者等住宅整備補助金等の補助金等と本制度における補助対象工事が重複していないこと（6～9ページ、13ページ参照）

【注意事項】

- ◆ 既に工事に着手している箇所、または工事が完了している箇所は、補助対象外です。

5. 工事施工者の条件

工事施工者は、「市内に本社を有する法人事業者」又は「市内に住所を有する個人事業者」であること

【注意事項】

- ◆ 本社が新発田市外で、新発田市内に営業所登録している法人事業者または個人事業者は補助の対象外です。

6. 補助金額

○ 補助率及び補助上限金額は、下表のとおりです。

①売買や相続などにより取得した、または取得予定である建物の場合	補助率 50%、補助上限金額 30 万円
②空き家バンク登録物件を購入した、または購入予定である場合	補助率 50%、補助上限金額 45 万円

■①②の加算額について

居住誘導区域\*4内の中古住宅を取得するア～ウのいずれかに該当する場合は、別途補助額の加算があります。

ア 子育て世帯 . . . . . ①の場合最大 20 万円、②の場合最大 25 万円

イ 県外からの移住世帯 . . . . . ①の場合最大 20 万円、②の場合最大 25 万円

ウ 上記のアかついである世帯 . . . ①の場合最大 30 万円、②の場合最大 40 万円

■加算の限度額について

①の補助金の限度額：  
補助対象経費に 70%を乗じて得た額又は補助対象経費に 50%を乗じて得た額に加算額を加えた額のいずれか低い方の額とし、60万円を上限とする。

②の補助金の限度額：  
補助対象経費に 80%を乗じて得た額又は補助対象経費に 50%を乗じて得た額に加算額を加えた額のいずれか低い方の額とし、85万円を上限とする。

**【注意事項】**

- ◇ 補助金は、予算額に達し次第、受付を終了します。
- ◇ 補助の対象となる工事費には、消費税を含みます。
- ◇ 補助金の額に千円未満の端数が生じる場合は、千円未満の金額を切捨てします。

**7. 補助金額の例**

○ 下記の例に沿って、補助金額を決定します。加算額の考え方については下部の表をご確認ください。

**A** 不動産業者の仲介により、中古住宅を購入し、トイレの改修補助対象工事費が税込 50 万円の場合。  
 (工事費の 50%、上限金額 30 万円による申請の例)  
 $50 \text{万円} \times 50\% = 25 \text{万円}$   
 ▶ 上限金額は 30 万円であるが、補助金額は 25 万円。  
 ※ その物件が、居住誘導区域<sup>\*4</sup>内の、子育て世帯の場合、加算 20 万円  
 $25 \text{万円} + 20 \text{万円} = 45 \text{万円} > 50 \text{万円} \times 70\% = 35 \text{万円以下}$   
 補助金の額は、**35 万円**となる。

**B** 新発田市の空き家バンク登録物件を購入し、外壁の張替え工事費が税込 120 万円の場合。  
 (工事費の 50%、上限金額 45 万円による申請の例)  
 $120 \text{万円} \times 50\% = 60 \text{万円}$   
 ▶ 上限が 45 万円のため、補助金額は 45 万円。  
 ※ その物件が、居住誘導区域<sup>\*4</sup>内の、子育て世帯の場合、加算 25 万円  
 $45 \text{万円} + 25 \text{万円} = 70 \text{万円} < 120 \text{万円} \times 80\% = 96 \text{万円以下}$   
 補助金の額は、**70 万円**となる。

<加算額について>

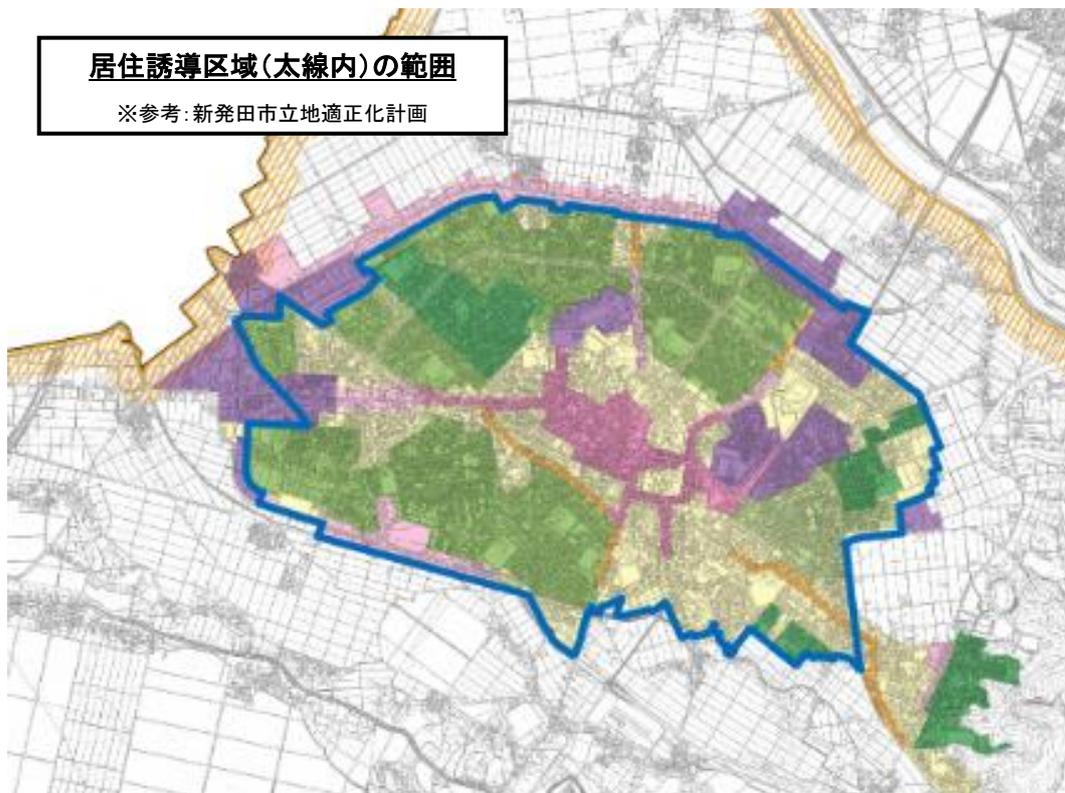
対象 工事費	対象 エリア	補助 基本額	加算額			最大額	備考
			加算要件 1	加算要件 2	加算要件 3		
※加算要件は 1 から 3 のいずれかを採用する							
中古物件	A 市内全域	A×50% (上限 30万円)	子育て世帯かつ 居住誘導区域	県外移住世帯かつ 居住誘導区域	子育て世帯かつ 県外移住世帯かつ 居住誘導区域	60万円	※補助額は 工事費A×70%と 補助基本額に加算額を加えた 額のいずれか低い方とする。
			20万円(最大)	20万円(最大)	30万円(最大)		
空き家 バンク 物件	B 市内全域	B×50% (上限 45万円)	子育て世帯かつ 居住誘導区域	県外移住世帯かつ 居住誘導区域	子育て世帯かつ 県外移住世帯かつ 居住誘導区域	85万円	※補助額は 工事費B×80%と 補助基本額に加算額を加えた 額のいずれか低い方とする。
			25万円(最大)	25万円(最大)	40万円(最大)		

#### ※4 新発田市の居住誘導区域について

居住誘導区域とは、都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)第 81 条第 1 項の規定に基づき策定した『新発田市立地適正化計画』に定めた今後居住を促していく区域のことをいいます。

##### 居住誘導区域(太線内)の範囲

※参考:新発田市立地適正化計画



※ 市ホームページの新発田市市民公開地理情報システム(右の QR コード参照)の『都市計画情報』から『居住誘導区域』のレイヤを選択することで、対象範囲を確認することが出来ます。詳しくはリンク先を確認頂くか、市建築課までお問い合わせください(連絡先 P1 ページを参照)



**※それぞれの電子地図には著作権があります。利用規約を確認し、同意の上ご利用ください。**

## 8. 補助の対象となる工事の種類

○ 補助対象工事の可否は、下表のとおりです。

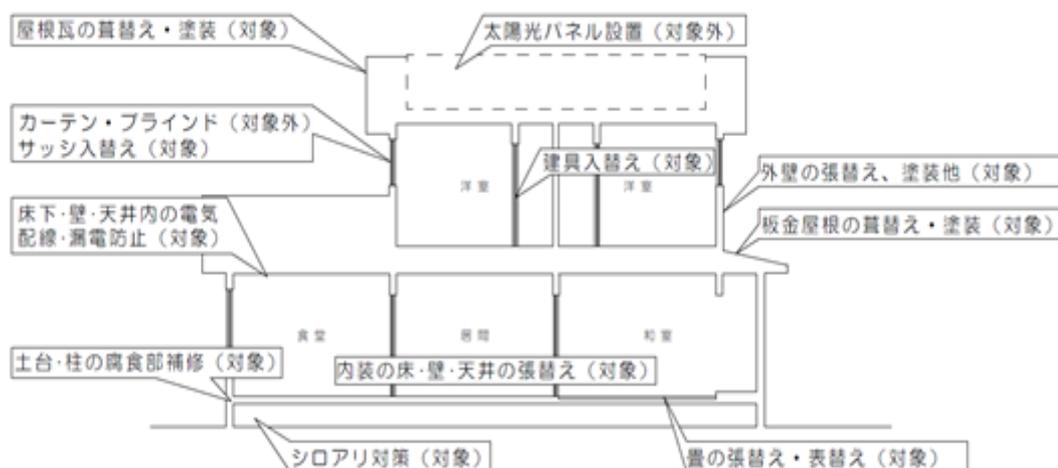
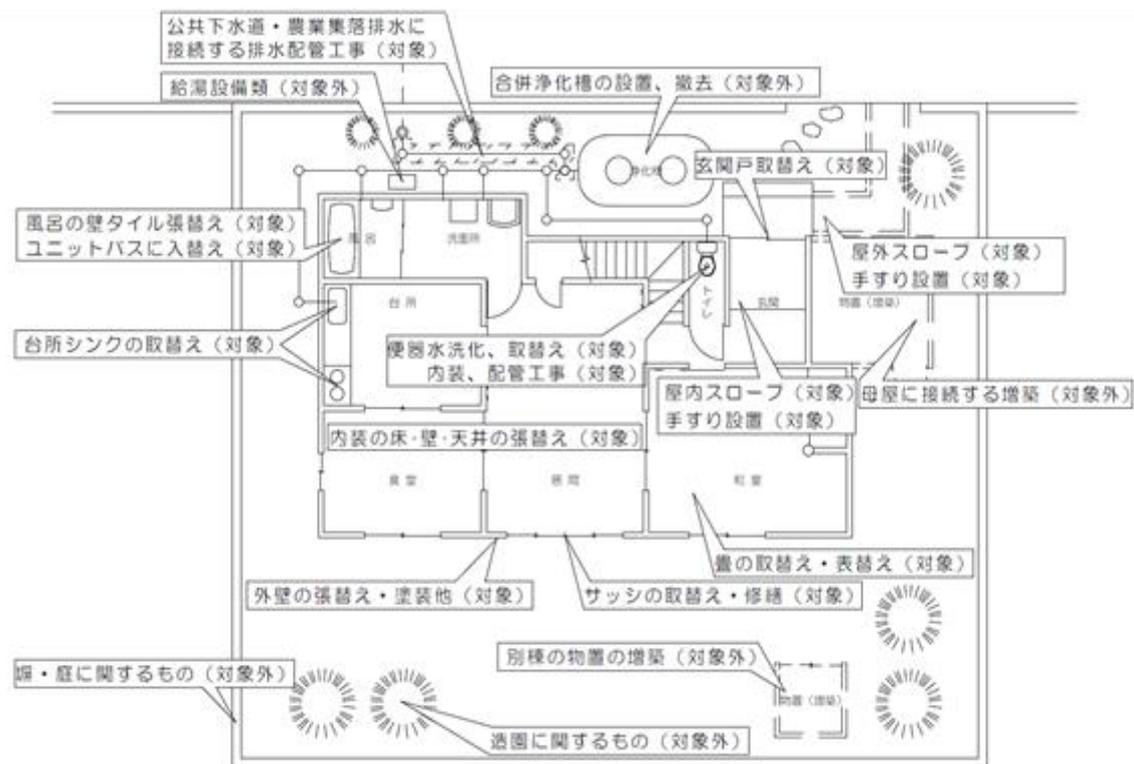
工事種別	補助対象工事	補助対象外工事
外装工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋根、外壁、窓等の張替え、取替え、塗装、その他外装工事</li> </ul> <p style="text-align: right;">※5</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     チャレンジゼロカーボン補助金の対象となる可能性があります。                 </div> <p style="text-align: right;">※5</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     防災住宅リフォーム補助金の対象です。                 </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 増改築工事                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10㎡以内の小規模な増改築も含め、補助対象外</li> <li>・ 風除室、バルコニー、ベランダ、サンルーム、テラス、ウッドデッキ等の新設工事も、補助対象外</li> </ul> </li> <li>・ <b>太陽光発電設備の設置工事</b></li> <li>・ 屋根融雪装置の設置工事</li> <li>・ <b>屋根の雪下ろし作業用の命綱固定アンカー設置工事</b></li> </ul>
内装工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 床、壁、天井等の張替え、取替え、塗装、その他内装工事</li> <li>・ 内窓の新設、交換、改修工事</li> <li>・ 階段手すりの新設工事</li> <li>・ 断熱工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障子紙の貼替工事</li> <li>・ カーテン・カーテンレール・ブラインドの新設工事</li> <li>・ 薪ストーブの新設工事</li> <li>・ 家具本体の購入費及び取付工事</li> <li>・ 床暖房機器等本体及び取付工事費</li> </ul>
水回り工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ トイレ、台所、風呂、洗面所等の衛生設備の交換及び改修に係る給排水配管工事                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事を伴う便器、暖房便座、温水洗浄便座、洗面化粧台、台所シンク及びユニットバス本体の費用を含む</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 台所食器棚(カップボード等)本体及び取付工事(システムキッチンと一体型のものは対象)</li> </ul> <div style="text-align: center;">  <p style="font-size: small;">*イラストはAIにより生成したイメージです。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給湯器・エコキュート等の給湯機器本体及び取付工事費</li> <li>・ 屋外給水栓</li> <li>・ 井戸工事</li> <li>・ 水道局申請手数料、水道加入金、設計審査料</li> </ul>

※5 詳しくは、13ページの担当課へお問い合わせください。

工事種別	補助対象工事	補助対象外工事
下水道 接続工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道の供用区域内において、公共下水道に接続するための排水設備工事</li> <li>・農業集落排水処理施設の処理区域内において、農業集落排水処理施設に接続するための排水設備工事</li> <li>・新発田市水道水源保護地域等合併処理浄化槽設置支援事業補助金交付要綱で定める地域において、合併処理浄化槽が設置されていない個人住宅に、交付要綱の規定により交付決定を受け(受ける予定を含む。)浄化槽を設置し、当該浄化槽に接続する配管工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存浄化槽撤去、処分費、埋戻し費用</li> <li>・浄化槽又は便槽の汲み取り費用</li> <li>・雨水排水(土中)工事費</li> <li>・<b>浄化槽本体及び設置工事費</b></li> </ul> <div data-bbox="946 392 1369 517" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <small>※5</small>            水道水源保護地域等合併処理浄化槽設置補助金の対象となる可能性があります。         </div>
躯体工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土台、柱等の構造材の腐食した部分の補修工事</li> <li>・筋かい等の耐力壁増設工事</li> <li>・階段の架け替え工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の木造住宅耐震改修工事の補助内容と重複がある左記工事</li> </ul>
シロアリ 対策工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物(屋内)に係る部分のシロアリ、クロアリの駆除、予防対策、防湿シートの敷設工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物以外(屋外)の部分</li> </ul>
電気工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床下、壁、天井等の電気配線</li> <li>・スイッチ、コンセントの交換、新設</li> <li>・機械換気設備工事</li> <li>・漏電防止工事</li> </ul> <div data-bbox="518 1323 863 1473" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <small>※5</small>            チャレンジゼロカーボン補助金の対象となる可能性があります。         </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気機器類(テレビ、洗濯機、洗濯機、乾燥機等)の購入費</li> <li>・照明器具本体及び取付工事費</li> <li>・卓上IHコンロ本体及び取付工事費</li> <li>・卓上食器洗い洗浄機本体及び取付工事費</li> <li>・<b>エアコン本体及び取付工事費、エアコン撤去・処分費</b></li> <li>・<b>蓄電池本体及び取付工事費</b></li> <li>・浴室暖房機本体及び取付工事費</li> <li>・蓄熱暖房機器等の本体及び取付工事費</li> <li>・テレビアンテナ、BS、CS本体及び取付工事費</li> <li>・電話、インターネット、テレビ、インターホン、防犯に係る機器本体及び配線工事</li> <li>・住宅用火災警報器本体及び取付工事費</li> </ul>

工事種別	補助対象工事	補助対象外工事
バリアフリー工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内及び玄関ポーチの手すり設置及びスロープ設置工事、その他バリアフリー化工事</li> <li>※ 屋外はポーチに接続する部分に限る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>段差解消機本体及び取付工事費</b></li> <li>・ <b>ホームエレベーター本体及び取付工事費</b></li> </ul> <p style="text-align: right;">※5</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>障害者住宅整備補助金又は高齢者等住宅整備補助金の対象となる可能性があります。</p> </div>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リフォーム工事に付帯するハウスクリーニング費用</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-top: 10px;"> <p>危険ブロック塀等撤去補助金の対象となる可能性があります。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-top: 10px;"> <p>防災住宅リフォーム補助金の対象です。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>ブロック塀等撤去工事費</b></li> <li>・ フェンス、塀等設置工事費</li> <li>・ 樹木伐採・処分費</li> <li>・ 防草シート等敷込み工事</li> <li>・ 造園工事</li> <li>・ 市場相場と掛け離れた見積額によるもの</li> <li>・ 仮住まい費用</li> <li>・ 仮設トイレ設置費・使用料</li> <li>・ 設計費、各種調査費用等</li> <li>・ <b>集中豪雨等による浸水被害を軽減するための止水板設置工事</b></li> <li>・ 住宅と接続されていない別棟の附属屋（自動車車庫、物置等）本体及び設置工事費</li> <li>・ 住宅の離れに関するリフォーム</li> <li>・ 建築基準法及び関係法令に適合しなくなるリフォーム工事</li> </ul>

※5 詳しくは、13 ページの担当課へお問い合わせください。

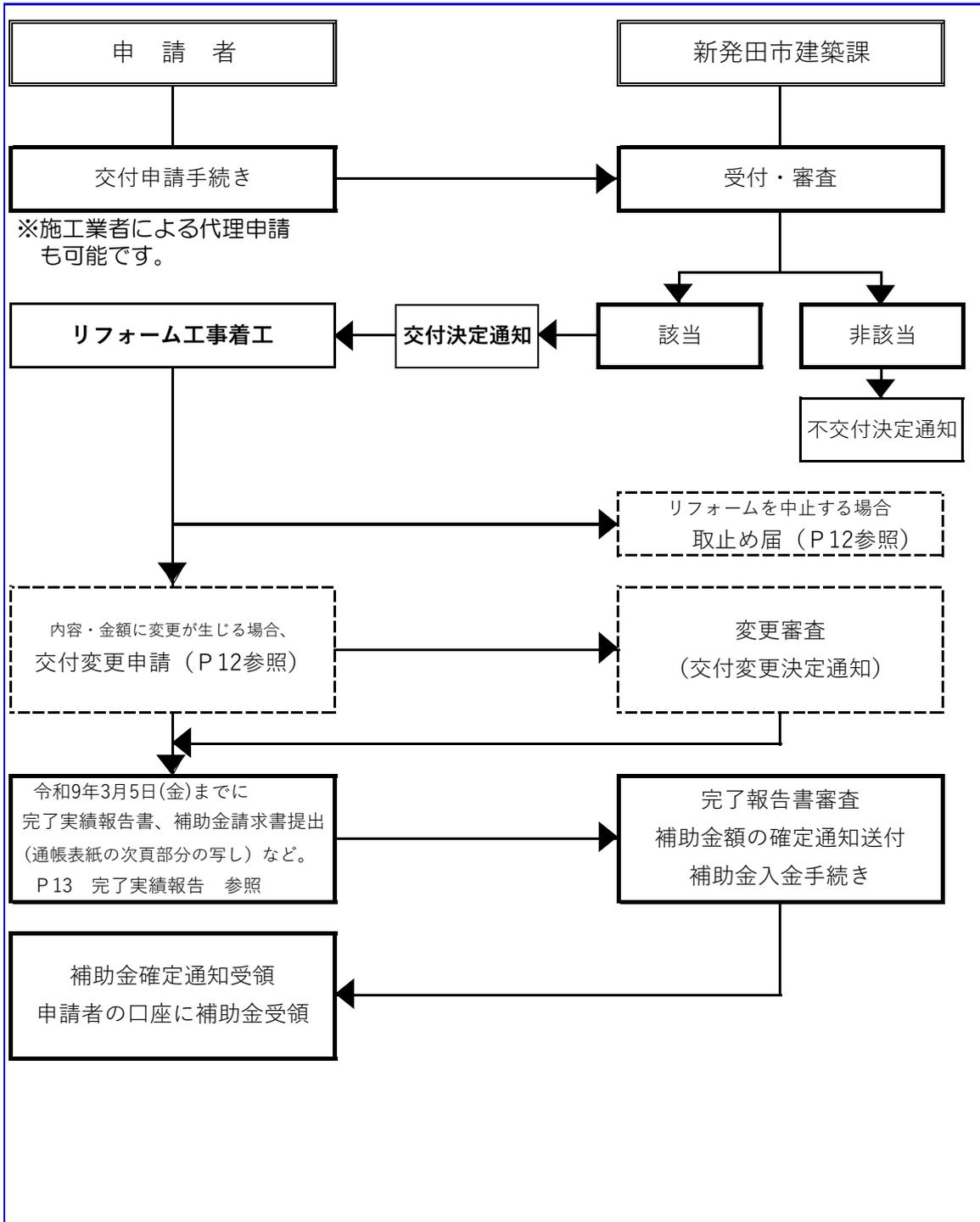


## 9. 募集形式、受付期間、手続きの流れ等

「先着制」で受付します。この事業の流れについては、「手続きの流れ」（10ページ）をご参照ください

- ・ 募集件数 23 件程度（予算額 900 万円）
- ・ 受付日時 令和8年4月13日(月) から9月30日(水)まで  
※ 予算額に達し次第、受付を終了します。
- ・ 受付時間 8時30分から17時15分まで ※土・日曜日を除く
- ・ 受付場所 新発田市中央町5丁目2番13号 地域整備庁舎2階 建築課窓口
- ・ 工事着手 交付申請手続き後、交付決定通知書がお手元に届くまで、工事に着手することはできません。なお、事前着工が発覚した場合、補助金を交付することができません。
- ・ 工事完了 令和9年3月5日(金)までに完了実績報告書を提出してください。

## 手続きの流れ



- ◆ 交付申請書類で、審査に必要な追加資料を求める場合があります。
- ◆ 交付決定を受けた後に、「補助を受けるリフォーム内容」及び「市内施工者」等の変更を行いたい場合は、見積金額の増減に関わらず、あらかじめ当課と協議のうえ、リフォーム工事を施工する前に交付変更申請手続きを行ってください。(12 ページを参照)

## 10. 交付申請

### ○交付申請

募集期間内の4月13日(月)から9月30日(水)の間に、交付申請書に必要書類を添付のうえ、交付申請の手続きを行ってください。交付申請後、市は速やかに交付の可否及び補助金の額を審査し、交付決定通知書を送付します。

#### 【注意事項】

- ※ 交付申請は、ご家族の方や工事施工者の方による代理申請も可能です。
- ※ 交付決定通知書到着前に工事着手した場合、補助金を交付することができません。
- ※ 建築基準法に適合しないリフォームにならないよう、必要に応じて事前に建築士等の詳しい専門家にご確認ください。
- ※ 過去に、本補助金の交付を受けたことがある者及び住宅であること等が発覚した場合は、「不交付決定通知書」を送付します。

### ○交付申請に必要な書類等

- (1) 新発田市中古住宅リフォーム補助金交付申請書(第9号様式)
- (2) 市内施工者による中古住宅リフォーム工事の見積書の写し
  - ・ 明細が記載され、工事内容が確認できるもの
  - ・ 施工者名が記載されており、社判等の押印があるもの
  - ・ 見積りの有効期限内のもの
- (3) 中古住宅リフォーム工事を行う箇所の工事前の現況写真
  - ・ 各工事箇所の写真を添付してください。※外装工事の場合は1か所につき2方向以上の写真。
- (4) 対象となる住宅の案内図
- (5) リフォーム工事を行う中古住宅の、登記事項証明書又は不動産売買契約書の写し等  
既に住宅の売買契約がお済の方・・・登記事項証明書又は不動産売買契約書の写し  
これから住宅の売買契約を行う方・・・物件説明書の写し
- (6) 住民票(続柄<sup>つづき</sup>の記載のあるもので、申請日前3ヶ月以内に発行されたもの)  
新発田市民の方・・・新発田市が発行するもの。  
新発田市外の方・・・現住所地の市区町村が発行するもの。
- (7) 申請日時点における居住地の市区町村民税の納税証明書(交付申請年度の前年度までの納税状況の記載があるもの)  
新発田市民の方・・・本庁舎 税務課窓口及び豊浦支所、紫雲寺支所、加治川支所の各窓口にて。  
新発田市外の方・・・現住所地の市区町村から。
- (8) その他市長が必要と認める書類 (※必要な方には別途お知らせします)

### 【注意事項】

- 新発田市景観計画では市内全域に良好な景観を形成するため、色彩の制限を設定しております。屋根及び外壁のリフォームをする場合に、建物の規模や景観エリアに応じて着手の31日前までに届出が必要になります。詳しくは下記の窓口へお問い合わせください。

建築課 景観行政係 新発田市中心部5丁目2番13号 地域整備庁舎2階  
(0254-26-3557 直通)

- 交付申請を受付できないケースの例
  - ◆ 添付書類に不足がある場合
  - ◆ 見積書の内訳明細に記載不備や不明な点があり、審査できないと判断された場合
  - ◆ 見積書に検算ミスがあるもの
  - ◆ 見積書の発行日や有効期限が無記入のもの
  - ◆ 補助対象工事の写真が不足している場合や、補助対象工事の箇所が確認できないもの（工事前の外観写真のみでは、工事部分の状況判断が難しい場合は、ご相談ください。）

## 11. 交付変更申請

### ○交付変更申請

交付決定を受けた後に、「補助を受けるリフォーム内容」及び「市内施工者」等の変更を行いたい場合は、見積金額の増減に関わらず、あらかじめ当課と協議のうえ、リフォーム工事を施工する前に交付変更申請手続きを行ってください。

交付変更申請の内容によっては、当初より補助対象工事費が増額となる場合があります。しかし、限られた予算の範囲でより多くの方に補助金を交付していることから、内容の変更や追加に伴う補助金額の増額はできませんのでご承知おきください。

なお、交付変更申請の内容により補助対象工事費が減額した場合、当初交付決定金額より補助金を減額することがあります。

### ○ 交付変更申請に必要な書類等

- (1) 新発田市中古住宅リフォーム補助金交付変更申請書（第12号様式）
- (2) 市内施工者による中古住宅リフォーム工事の見積書の写し
  - ・ 明細が記載され、工事内容が確認できるもの
  - ・ 施工者名が記載されており、社判等の押印があるもの
  - ・ 見積りの有効期限内のもの
- (3) 中古住宅リフォーム工事を行う箇所を変更する場合、その箇所の工事前の現況写真  
※外装工事の場合は1か所につき2方向以上の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類（※必要な方には、別途お知らせいたします）

## 12. 交付申請の取下げ、交付決定の取止め

交付申請後、当市の審査中において、やむを得ない事情により申請を辞退したいときは、取下げの届出手続きを速やかに行ってください。（第14号様式）

交付決定を受けた後に、やむを得ない事情で工事が実績報告提出期限までに完成しない場合、又は中止しなければならない等の事情が生じた場合は、取止めの届出手続きを速やかに提出してください。（第14号様式）

また、リフォーム工事が一部施工された部分（未完成部分）について、部分払いは行いません。

### 13. 完了実績報告

提出期限：令和9年3月5日(金)

リフォーム工事が終わり次第、完了実績報告書に必要な書類を添付のうえ、実績報告の手続きを行ってください。手続き後、補助要件を満たしていると認められ、かつ、補助金額が確定後、市から補助金確定通知書を送付します。

提出期限を過ぎた場合及び申請内容に虚偽や不正がある場合は、補助金の交付ができません。また、補助金を交付した後に不正行為等が発覚した場合は、期間を定めて補助金の返還を命じます。

○完了実績報告に必要な書類等

- (1) 新発田市中古住宅リフォーム補助金完了実績報告書（第15号様式）
- (2) 中古住宅リフォーム工事を行った箇所の工事後（完了後）の現況写真
  - ・シロアリ対策工事に係る申請をされた方は、工事前の床下等の状況、薬剤散布や注入施工中の写真も提出してください。
- (3) 市内施工者からの工事代金請求書又は領収書の写し
- (4) 住民票で続柄<sup>つづきから</sup>の記載のあるもの（申請時住所と対象住宅所在地が異なる場合）
- (5) 建物の登記事項証明書（交付申請時に未契約であった場合）
- (6) その他市長が必要と認める書類（※必要な方には別途お知らせします）

### 14. 補助金の請求

完了実績報告の手続き時に、補助金請求書を併せて提出してください。記入間違いによる振込不能防止のため、補助金請求書には振込先を記入せずに、通帳の写しを添付することも可能です。なお、振込先は普通預金口座のみとなります。

### 15. 新発田市の住宅リフォームに関係するその他の補助・融資制度

補助金名称	担当課	担当係	電話番号（直通）
木造住宅の耐震診断	建 築 課	建築審査係	0254-26-3557
木造住宅の耐震改修等補助金			
危険ブロック塀等撤去工事補助金			
一般住宅リフォーム補助金			
防災住宅リフォーム補助金		空家・住宅 対策係	
住宅取得補助金			
〈空き家バンク〉お祝い補助金			
〈空き家バンク〉家財道具処分補助金			
景観形成支援補助金	景観行政係		
チャレンジゼロカーボン補助金	環境衛生課	生活環境係	0254-28-9120
障害者住宅整備補助金	社会福祉課	障がい福祉係	0254-28-9251
高齢者等住宅整備補助事業	高齢福祉課	高齢福祉係	0254-28-9200
水道水源保護地域等合併処理浄化槽設置補助金	下 水 道 課	計画係	0254-23-7179
排水設備設置資金融資あっせん制度		業務係	0254-23-7178